特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和8年11月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 番号法の規定に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ＜国民健康保険法に基づく事務＞ ・住民異動届、被用者保険の資格及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退等の事務を行う。 ・資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の交付を行う。 ・基準収入額適用申請に基づく一部負担金負担割合及び高額療養費所得区分を判定する。 ・被保険者の疾病、負傷等に関して保険給付を行う。 ・出産育児一時金、葬祭費その他の保険給付を行う。 ・第三者行為による損害賠償請求に関する事務を行う。 ・保健事業の実施に係る事務を行う。 ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の事務。 ・マイナポータルによるサービスの検索、電子申請機能での受領 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「DX審査支払機構」という。)」(以下「DX審査支払機構等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同してDX審査支払機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及びDX審査支払機構（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、DX審査支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 ＜地方税法に基づく事務＞ ・国民健康保険税の賦課決定又は軽減のため、世帯主及び被保険者の所得申告を受ける。 ・国民健康保険税の特例対象被保険者等の申告を受ける。 ＜公金受取口座情報の利用＞ 公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、以下に掲げる公的給付を受けようとする者がその利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を実施し、デジタル庁が保有する公金受取口座情報を取得し、当該公的給付の振込口座に指定する。 国民健康保険税の還付及び高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、特別療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金その他の保険給付
③システムの名称	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 宛名システム 7. 中間サーバー 8. 国保総合システム及び国保情報集約システム 9. 医療保険者向け中間サーバー 10. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）

2. 特定個人情報ファイル名

（1）国民健康保険税賦課ファイル
（2）国民健康保険資格ファイル
（3）国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項 ・ 別表の24（地方税）及び44（国民健康保険）の項 2. 地方税法第20条の11並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条及び第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第1項第7号（地方税）及び第13号（国民健康保険）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供事務＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 ＜情報照会事務＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48, 69, 70, 71の項 ＜オンライン資格確認等の事務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ＜公金受取口座情報の事務＞ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第1項第7号（地方税）及び第13号（国民健康保険）	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	民生部　国保年金課、財政部　収納課
②所属長の役職名	国保年金課長 収納課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係・国保税係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokuho@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2163 ファクス：0173-42-9911 E-mail：syunouka@city.tsugaru.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係・国保税係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokuho@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2163 ファクス：0173-42-9911 E-mail：syunouka@city.tsugaru.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用		[　　]適用した
適用した理由		

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	1. 市が作成しているマイナンバーを記載すべき書類には、12桁のマス目を入れ、誤記入の防止及び真偽性の確認に努めている。2. みだりに情報を入手することのないよう、情報ネットワークシステムとの接続は、必ず所属長の決裁を受けて行っている。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	1. 情報漏えいの防止のため、書類の閲覧や決裁までの事務処理において、特にマイナンバーが記載された申請書等の書面が表紙となるときは折りたたみファイルを使用し、外から見えないように注意している。2. 申請者がマイナンバーを記入するときは、外部への漏えいの防止のため、その番号を読み上げないよう注意させている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅱ−1いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ−2いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	
令和8年4月1日	Ⅰ−1②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて	番号法の規定に基づいて	事後	法改正に伴う変更
令和8年10月28日	Ⅰ−1②事務の概要	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「DX審査支払機構」という。)」(以下「DX審査支払機構等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同してDX審査支払機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及びDX審査支払機構(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	委託先の名称変更に伴う変更
令和8年10月28日	Ⅰ−1②事務の概要	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、DX審査支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	委託先の名称変更に伴う変更
令和8年10月28日	Ⅰ−1②事務の概要		・マイナポータルによるサービスの検索、電子申請機能での受領	事後	
令和8年10月28日	Ⅰ−1③システムの名称		10. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	